

第24期第10回農業委員会総会

◇日時 令和3年4月14日(水)午後2時00分

◇場所 昭島市役所301会議室

◇出席委員 1番 谷部英治 2番 鈴木 実 3番 小町江津子 4番 石川光雄  
5番 坂本 陽 6番 細井洋治 7番 高垣明枝 8番 篠 吉和  
9番 指田貞芳 10番 木野篤志 11番 宮崎邦康 12番 清水幸治  
13番 野島喜博

◇欠席委員 なし

◇議事録署名委員 8番 篠 吉和 9番 指田貞芳

◇事務局 薬袋事務局長 飯島農政係長 書記 石川

◇会議に付した事項 議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について  
議案第2号 都市農地貸借円滑化法による貸借について  
議案第3号 認定都市農地の利用状況の報告書について  
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について(専決)  
報告第2号 農地法第5条の規定による届出について(専決)

議長 皆さんこんにちは。新年度がスタートしまして、今年度の特定生産緑地制度の申請受付も始まっています。この制度について知らない所有者を一人も出さないと言う思いでやっていきたいと思っておりますので、委員の皆様にはご協力いただくことがあると思っておりますが宜しくお願いいたします。

議長 それでは、只今から、第10回農業委員会総会を開催します。  
本日の議事録署名委員の指名を致します。本日の議事録署名委員は  
8番 篠委員 9番 指田委員 を指名します。

これより本日の議事に入ります。

本日の総会議案は、

議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について (1件)  
議案第2号 都市農地貸借円滑化法による貸借について (1件)  
議案第3号 認定都市農地の利用状況の報告書について (1件)  
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について(専決) (1件)  
報告第2号 農地法第5条の規定による届出について(専決) (2件)

議長 それでは、議案第1号 番号1 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。事務局より提案説明願います。

事務局長 はい、事務局。議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について  
上記の議案を次の通り提出する。令和3年4月14日 提出者昭島市農業委員会会長 谷部英治 番号1-1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿田 現況畑 面積75㎡ 同じく地番■■■■ 登記簿田 現況畑 面積948㎡ 番号1-2 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積630㎡ 同じく地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積666㎡ 面積合計2,319㎡ 申請人は、■■■■ ■■■■

■ 引き続き農業経営を行っている期間につきましては、平成30年3月31日から令和3年3月31日までとなっております。備考につきましては、平成6年5月17日付相続税納税猶予適格者証明を発行しております。以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

議長 続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。  
地区委員の2番 鈴木委員説明願います。

2番委員 はい、説明致します。

番号1-1 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和3年4月6日 立会いは、申請者、会長、C班です。過去3年間の労働日数は各年間150日。土地の案内につきましては、■■■■を■■■■に向かい■■■■交差点を左折し30m先を右折した左側の農地です。農地の状況ですが、ニンニク1作、ニラ1作、アシタバ1作が作付けされ、他の部分はトラクターで耕耘されていきました。

申請人、同居の親族は耕作していない。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、ナス、キュウリ、トマト、モロヘイヤ。夏は、春の作付けの収穫です。秋は、ブロッコリー、キャベツ。冬は、ニンニクです。出荷状況は、■■■■です。納税猶予制度の説明は、致しました。指摘事項は、剪定枝、支柱の残材の処理を依頼しました。

番号1-2 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和3年4月6日 立会いは、申請者、会長、C班です。過去3年間の労働日数は各年間150日。土地の案内につきましては■■■■を■■■■に向かい、■■■■交差点を左折、100m進み■■■■■■■■を左折し、300m進んだ左側の農地です。

農地の状況ですが、栗の木5本、他は春・夏作に向けてトラクターにより耕耘されています。

申請人、同居の親族は耕作していません。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、ネギ、ジャガイモ、ゴボウ、ニンジン、サツマイモ。夏は、春作付け野菜の収穫。秋は、栗の収穫。冬は、休耕です。出荷状況は、■■■■、■■■■です。納税猶予制度の説明は、致しました。指摘事項は、ありません。

以上です。

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。  
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議長 次に、議案第2号 番号1 都市農地貸借円滑化法による貸借について、上程いたします。事務局より提案説明を願います。

事務局長 はい、事務局。議案第2号 都市農地貸借円滑化法による貸借について 上記の

議案を次のとおり提出する。令和3年4月14日 提出者昭島市農業委員会会長  
谷部英治 番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積899  
㎡ 同じく地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積52㎡ 面積合計951㎡ 貸付  
人につきましては、■■■■ ■■■■ 借受人につきましては、■■■■ ■  
■■■■ 契約期間につきましては、2021年4月25日から2026年4月24日までの5  
年間となっております。種類につきましては、使用貸借です。以上宜しくご審議  
のほど、賜りますようお願い致します。

議 長

続きまして、事業計画について事務局より説明願います。

農政係長

はい、事務局。貸借の内容についてご説明いたします。  
今回、第24期で2件目となりましたが、事業計画以外にも少し説明させていただきます。最初に貸付人、借受人の双方で契約書を作成し、契約を結びます。その後、借受人が事業計画を作成して昭島市長に提出をします。市では判断する機関がないので、農業委員会に事業計画の審査を依頼します。依頼を受けた農業委員会は、事業計画に無理が無いかなどの審査を月別パトロールとともに実施し、不備が見当たらない時は、事業計画の計画決定をしていただき、その旨を市に報告します。市は、農業委員会の決定報告が出てから計画認定とし、申請者に認定書を発行し、契約期間の開始日からの使用となります。  
農業委員会は1年に1回、事業計画に変更がないか月パトの時に現地調査を行います。以上が流れでございます。  
今回、提出された事業計画については、机上資料でおかせて頂いております。  
それでは、机上資料になります。事業計画につきましては、P2の2下の方になります。契約の種類は使用貸借、契約期間は5年間。  
次にP3の3「耕作の事業の内容」でございます。パンフレットのP4になります。要件については、農業に常時従事（年間150日以上）することが前提でございます。  
今回の貸借につきましては、事業計画の認定の要件の①の「都市農地の有する機能の発揮に特に資する基準に適合する方法により都市農地において耕作の事業を行う。」でございます。①がどのような事かと申しますと、下の表でございます。今回は1の（1）で「生産した農産物等のおおむね5割以上を、農地のある区市や隣接している区市等で販売する。」に該当します。  
次に、事業計画に戻っていただき、貸付人につきましては、借受人が周辺住民の生活環境と調和した農業経営を行っていくための農地の見廻りや周辺住民からの相談対応や当生産緑地に付随する事項への助言・協力などを年間25日以上行います。  
4でございますが、借受人は、年間200日従事します。  
5-1ですが、借受人は、現在6,935㎡所有していて815㎡借り受けています。  
5-2（1）ですが、借りた農地951㎡には、露地栽培の作付けをします。  
（2）農機具につきましては、トラクター2台、耕運機2台、シーダー1台を所有しています。  
① 農業に従事する者につきましては、農作業歴52年の■■■さんでございます。  
② 世帯員としては、農作業歴42年の妻■■■■でございます。  
③ の自宅との距離は、おおむね2キロメートルです。  
6の周辺との関係ですが、貸借前は果実の栽培でしたので、農薬の経験を持つ阿藤さんのアドバイス等の協力を得て周辺に配慮するとともに、土埃等の抑制なども助言を受けて農業経営を行っていきます。以上ご審議のほど賜りますようよろしくお願い致します。

議 長 続きまして、当該農地の貸借の内容について説明願います。  
地区委員の8番 篠委員説明願います。

8番委員 はい、説明致します。  
番号1 貸付人、借受人、土地の所在、契約内容につきましては、事務局より説明があったとおりです。調査年月日は、令和3年4月6日 立会人は、借受人、会長、職代、C班と清水委員です。土地の案内につきましては、■■■■の■■■■交差点を西へ207m進み、■■■■交差点を左折し、南へ208m進み、「■■■■」と「■■■■」の間を右へ入り79m進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、良好に耕耘されていまして。貸付人の従事内容につきましては、事務局より説明があったとおりです。借受人の事業内容につきましては、生産した農作物等のおおむね5割以上を農地のある市や隣接している市等で販売いたします。指摘事項は、ありません。  
3 以上です。

議 長 以上説明が終わりました。これより質疑を行います。  
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議 長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ご異議のないものと認め、本件については、申請人に都市農地貸借円滑化法による貸借の計画決定をいたします。

議 長 次に、議案第3号 番号1 認定都市農地の利用状況の報告書について上程いたします。事務局より提案説明願います。

事務局長 はい、事務局。議案第3号 認定都市農地の利用状況の報告書について 上記の議案を次の通り提出する。令和3年4月14日 提出者昭島市農業委員会会長 谷部英治 番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積 1,957㎡の内615㎡ 貸付人は、■■■■ ■■■■ 借受人は、■■■■ ■■■■ 契約期間につきましては、2019年4月25日から2024年4月24日までの5年間となっております。種類につきましては、使用貸借となっております。以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

議 長 続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。  
地区委員の12番 清水委員説明願います。

12番委員 はい、説明致します。  
番号1 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和3年4月6日 立会いは、申請者、会長、職務代理、C班です。過去3年間の労働日数は各年間200日。土地の案内につきましては、■■■■交差点より南へ約200m進み、右側の■■■■と■■■■の間を進んだ左側の農地です。農地の状況ですが、のらぼう菜4作が作付けされ、残りの部分は良く耕耘されていまして。年間の作付け状況は、春と夏は、インゲン、ナス、オクラ、八つ頭、京イモ。秋は、ナス、八つ頭、京イモ。冬は、京イモ、八つ頭、のらぼう菜です。主な出荷先は、■■■■、■■■■で

す。指摘事項は、特にありません。  
以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。  
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議 長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ござ  
いませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ご異議ないものと認め、本件については、認定都市農地の利用状況の報告書につ  
いてご了承ください。

議 長 次に、報告第1号 番号1 農地法第4条の規定による届出について、事務局よ  
り専決した内容の説明を願います。

事務局長 はい、事務局。報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決）  
番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積426㎡ 同じく  
地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積163㎡ 面積合計589㎡ 届出人は、■■  
■■ ■■■■ 転用目的は、駐車場でございます。  
以上、宜しくお願い致します。

議 長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。  
地区委員の12番 清水委員説明願います。

12番委員 はい、説明致します。  
番号1 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。調査  
年月日は、令和3年4月12日 土地の案内につきましては、■■■■の信号から  
■■■■街道を北の300m進み、■■■■と■■■■の間の土地です。農地の状況  
は、オオムラツツジなどの植木畑です。周囲の状況は、東は、住宅。南は、店  
舗。西は、道路。北は、店舗です。転用事業の関連する特記事項は特にありませ  
ん。  
以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報  
告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第2号 番号1 農地法第5条の規定による届出について事務局より  
専決した内容の説明を願います。

事務局長 はい、事務局。報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）  
番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況雑種地 面積331㎡ 同  
じく地番■■■■ 登記簿畑 現況雑種地 面積561㎡ 譲受人は、■■■■ ■  
■■■ ■■■■ 譲渡人は、■■■■ ■■■■ 転用目的は、所有権移転で分  
譲住宅でございます。  
以上、宜しく申し上げます。

議 長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。

8番 篠委員説明願います。

8番委員

はい。説明致します。

番号1 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明のあったとおりです。調査年月日は、令和3年4月7日 土地の案内につきましては、■■■■を線路沿いに■■■■方面に221m進み、■■■■を左折して北へ102m進み、■■■■の延長線の右側の土地になります。農地の状況ですが、砂利が敷設され、カラーコーンの柵で囲まれた更地の中に「㈱ライトホーム管理地」の立看板2基が設置してありました。周囲の状況ですが、東は、住宅。南は、道路。西は、道路。北は、駐車場です。転用事業に関連する特記事項は特にありません。

以上です。

議長

以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長

次に、報告第2号 番号2 農地法第5条の規定による届出について事務局より専決した内容の説明を願います。

事務局長

はい、事務局。報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）

番号2 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積231㎡ 譲受人は、■■■■ ■■■■ ■■■■ 譲渡人は、■■■■ ■■■■ 転用目的は、所有権移転で分譲住宅でございます。

以上、宜しくお願いします。

議長

続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。

9番 指田委員説明願います。

9番委員

はい。説明致します。

番号2 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明のあったとおりです。調査年月日は、令和3年4月9日 土地の案内につきましては、■■■■と■■■■の交差点を西へ進み、■■■■踏切を渡り約150m進んだ左側の土地です。農地の状況ですが、現在、集合住宅を解体中です。周囲の状況ですが、東は、住宅。南は、住宅。西は、駐車場。北は、道路です。転用事業に関連する特記事項は特にありません。

以上です。

議長

以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長

以上をもちまして、農業委員会総会を終了とさせていただきます。

議事録署名者		印
議長		
委員		
委員		